



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火)  
号外第 27 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例 (14) (教育・学術振興課) . . . . . 5
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例 (15) (障がい福祉課) . . . . . 7
	鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例 (16) (子育て応援課) . . . . . 16
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (17) (医療指導課) . . . . . 17
	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例 (18) (水・大気環境課) . . . . . 19
	鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例 (19) (循環型社会推進課) . . . . . 25
	国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例 (20) (農地・水保全課) . . . . . 27
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (21) (会計指導課) . . . . . 29

## ==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

私立高等学校等の耐震改築等の事業を促進するために、当該事業に対する補助率を引き上げる。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例の一部改正

平成26年度から平成30年度までの間に交付決定される私立高等学校等の改築事業に対する補助率を3分の2（現行 2分の1）に引き上げる。

## (2) 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正

私立高等学校等の耐震改修事業のうち国庫補助率が3分の1であるものに対する補助率を3分の1（現行 6分の1）に引き上げるとともに、交付決定を行う期間を平成30年度末（現行 平成26年度末）まで延長する。

(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

(4) 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、共同生活介護が共同生活援助に一元化されることに伴い、共同生活援助の設備及び運営に関する基準を見直す。

## 2 条例の概要

## (1) 共同生活援助に係る指定基準に次の事項を加える。

ア 介護その他の日常生活上の援助を指定居宅介護事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）を除き、事業所ごとに生活支援員を置くこと。

イ 外部サービス利用型事業所にあつては、委託する指定居宅介護事業者の名称等を規程に定めるとともに、利用者に説明し同意を得ること。

ウ 共同生活住居とは別の場所に設置され、一体的に運営される住居は、定員が1人で必要な設備を設けるとともに、7.43平方メートル以上とすること。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、保育所の職員の配置基準を一部緩和する。

## 2 条例の概要

(1) 職員の配置において保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる保育所を、乳児4人以上（現行 6人以上）が入所する保育所とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

薬事法の一部が改正され、大臣指定薬物の所持、使用等が禁止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正

知事指定薬物の販売、授与又は使用を目的としない購入、受領及び所持を、販売、授与又は使用を目的とする場合と同様に、禁止行為に加える。

(2) 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

ア 青少年が行い、又は青少年に対して行われることを知って、場所の提供等をするを禁止する行為について、薬事法の改正に伴う規定の整備を行う。

イ 図書類の販売等の自主規制について定めた規定中、「自殺」の文言を「自死」に改める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について

1 条例の改正理由

大気汚染防止法の一部が改正され、吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等を伴う建設工事の実施の届出義務者が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 石綿を含有する建築材料を用いた建築物の解体等を伴う建設工事の実施の届出は、当該建設工事の発注者又は請負によらないで自ら施工する者（現行 建設工事を施工する者）が行うものとする。

(2) 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物の解体を伴う建設工事の場合に行う事前調査結果の報告についても、(1)と同様とする。

(3) 建築物の解体等を伴う建設工事の発注者は、当該工事を施工しようとする者が行う事前調査に要する費用を負担するなど事前調査に協力しなければならないこととする。また、当該建設工事を施工しようとする者は、当該建設工事の発注者に対し、事前調査の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

使用済タイヤを屋外で集積して保管している者に対して指導、勧告及び命令を適切に行えるようにするため、当該保管者に対する報告徴収及び保管場所等への立入検査が行えるようにする。

2 条例の概要

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済タイヤの保管者に対し必要な報告等を求め、又はその職員に、保管場所等へ立ち入り、使用済タイヤ等の物件を検査させることができることとする。

(2) (1)の報告等をせず、又は検査の拒否等をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成26年5月1日とする。

◇国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国営弓浜半島土地改良事業の工事が完了することに伴い、これを土地改良法の規定に基づく特別徴収金の徴収の対象に加える。

2 条例の概要

(1) 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の徴収の対象となる事業に、国営弓浜半島土地改良事業を加え

る。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 保育士等修学資金の貸付対象者を拡大することに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 県内の産婦人科、小児科等の特定の診療科における医師の不足を解消するために貸し付けている臨床研修医研修資金貸付金について、医師の適正な配置に支障が生じないように、当該資金の返還に係る債務の免除条件を緩和する。

2 条例の概要

- (1) 保育士等修学資金の貸付対象者を県内に住所を有する者の子等（現行 県内の高等学校を卒業した者）とする。
- (2) 臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務は、臨床研修修了後6年間（現行 3年間）のうちに3年間、県内の特定診療所で業務に従事することを全部免除の条件とする。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第14号

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

(鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例（平成14年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>(補助金の額の特例)</p> <p><u>2 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間に交付の決定を受ける補助金の額は、第 4 条の規定にかかわらず、同条に規定する経費の額に 3 分の 2</u></p> <p><u>(知事が別に定める補助金にあつては、3 分の 1)</u></p> <p><u>を乗じて得た額以下とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

(鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に 3 分の 1 <u>(知事が別に定める補助金にあつては、6 分の 1)</u> を乗じて得た額以下とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に <u>大規模な修繕にあつては 3 分の 1 を、耐震改修にあつては 6 分の 1</u> を乗じて得た額以下とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p>

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。	2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
3 略	3 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定を受ける私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第15号**

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 自立訓練（<u>第15条・第16条</u>）</p> <p>第 8 章 就労移行支援（<u>第17条・第18条</u>）</p> <p>第 9 章 就労継続支援（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p>第10章 共同生活援助（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>第11章 多機能型の特例（<u>第23条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、<u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者</u>であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 <u>共同生活介護（第15条・第16条）</u></p> <p>第 8 章 自立訓練（<u>第17条・第18条</u>）</p> <p>第 9 章 就労移行支援（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p>第10章 就労継続支援（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>第11章 共同生活援助（<u>第23条・第24条</u>）</p> <p>第12章 多機能型の特例（<u>第25条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、<u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 共同生活介護</u></p> <p>（<u>基本方針</u>）</p> <p><u>第15条 指定障害福祉サービスのうち共同生活介護は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>第7章 自立訓練</u></p> <p>(基本方針) <u>第15条</u> 略</p> <p>(基準) <u>第16条</u> 自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第6</u>の中欄のとおりとする。 2 自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第6</u>の右欄のとおりとする。 3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 就労移行支援</u></p> <p>(基本方針) <u>第17条</u> 略</p> <p>(基準) <u>第18条</u> 就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第7</u>の中欄のとおりとする。 2 就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第7</u>の右欄のとおりとする。 3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第9章 就労継続支援</u></p> <p>(基本方針) <u>第19条</u> 略</p> <p>(基準) <u>第20条</u> 就労継続支援に係る最低基準は、<u>別表第8</u>の中欄のとおりとする。 2 就労継続支援に係る指定基準は、<u>別表第8</u>の右欄のとおりとする。</p>	<p><u>事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>(基準) <u>第16条</u> <u>共同生活介護に係る指定基準は、別表第6のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、共同生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 自立訓練</u></p> <p>(基本方針) <u>第17条</u> 略</p> <p>(基準) <u>第18条</u> 自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第7</u>の中欄のとおりとする。 2 自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第7</u>の右欄のとおりとする。 3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第9章 就労移行支援</u></p> <p>(基本方針) <u>第19条</u> 略</p> <p>(基準) <u>第20条</u> 就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第8</u>の中欄のとおりとする。 2 就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第8</u>の右欄のとおりとする。 3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 就労継続支援</u></p> <p>(基本方針) <u>第21条</u> 略</p> <p>(基準) <u>第22条</u> 就労継続支援に係る最低基準は、<u>別表第9</u>の中欄のとおりとする。 2 就労継続支援に係る指定基準は、<u>別表第9</u>の右欄のとおりとする。</p>
--	--

3 略

第10章 共同生活援助

(基本方針)

第21条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第22条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。

2 略

第11章 多機能型の特例

第23条 略

3 略

第11章 共同生活援助

(基本方針)

第23条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

2 略

第12章 多機能型の特例

第25条 略

別表第6 (第16条関係)

区分	指定基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 世話人</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 定員は、4人以上とすること。</p> <p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <p>(1) 2室以上10室以下の居室</p> <p>(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる</p>

		<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 食堂</li> <li>(4) 便所</li> <li>(5) 浴室</li> <li>(6) その他日常生活を営む上で必要な設備</li> </ul> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</li> <li>(2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</li> </ul> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
<p>サービスの開始</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 入居定員</li> <li>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>(5) 入居に当たっての留意事項</li> <li>(6) 緊急時等における対応方法</li> <li>(7) 非常災害対策</li> <li>(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</li> <li>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(10) 従業者の勤務体制</li> <li>(11) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</li> </ul>	
<p>個別支援計画</p>	<p>別表第2個別支援計画の項の中欄</p>	

	<p>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>サービスの提供</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</li> <li>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</li> <li>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</li> <li>5 サービスの開始の項第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</li> <li>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</li> <li>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</li> <li>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</li> </ol>
--	--

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 185 965 425">記録の作成及び保存</td> <td data-bbox="965 185 1396 425">従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 425 965 510">事故等への対応</td> <td data-bbox="965 425 1396 510">別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> </table>	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。				
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。								
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。								
別表第6 (第16条関係) 略	別表第7 (第18条関係) 略								
別表第7 (第18条関係) 略	別表第8 (第20条関係) 略								
別表第8 (第20条関係) 略	別表第9 (第22条関係) 略								
別表第9 (第22条関係)	別表第10 (第24条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 835 375 880">区分</th> <th data-bbox="375 835 790 880">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 880 375 1664">従業者の配置</td> <td data-bbox="375 880 790 1664"> <p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="790 835 965 880">区分</th> <th data-bbox="965 835 1396 880">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 880 965 1664">従業者の配置</td> <td data-bbox="965 880 1396 1664"> <p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
区分	指定基準								
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>								
区分	指定基準								
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1664 375 2033">設備</td> <td data-bbox="375 1664 790 2033"> <p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	<p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 1664 965 2033">設備</td> <td data-bbox="965 1664 1396 2033"> <p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	<p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>				
設備	<p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p>								
設備	<p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>								

	<p>(2) <u>居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備</u></p> <p>(3) <u>食堂</u></p> <p>(4) <u>便所</u></p> <p>(5) <u>浴室</u></p> <p>(6) <u>その他日常生活を営む上で必要な設備</u></p> <p>3 <u>居室は、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>4 <u>共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>入居定員は、1人とすること。</u></p> <p>(2) <u>日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u></p> <p>(3) <u>面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>5 <u>非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u></p>	
<p>サービスの開始</p>	<p>1 <u>正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</u></p> <p>2 <u>サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p>	<p>サービスの開始 <u>別表第6サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p>(3) <u>入居定員</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>外部サービス利用型事業所にあつては、委託する指定障害福祉サービス事業者及びその事業所の名称及び所在地並びに委託するサービスの内容</u></p> <p>(6) <u>入居に当たつての留意事項</u></p> <p>(7) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) <u>非常災害対策</u></p> <p>(9) <u>事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合は、当該障がいの種類</u></p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) <u>従業員の勤務体制</u></p> <p>(12) <u>その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</u></p>	
略		略
サービスの提供	<p>1 <u>サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</u></p> <p>2 <u>利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p>4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しな</u></p>	<p>サービスの提供 <u>別表第6サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>いように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>5 サービスの開始の項第2号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p><u>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p><u>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</u></p> <p><u>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p>		
<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>別表第6記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第16号

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 乳児 <u>4人</u>以上が入所する保育所に対する別表第4職員配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 乳児 <u>6人</u>以上が入所する保育所については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなして別表第4職員の配置の項第2号の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第17号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を購入し、受領し、又は所持すること（<u>第2号に掲げる行為を除く。</u>）。</p> <p>(5) 知事指定薬物をみだりに<u>使用</u>すること。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、<u>大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）</u>。</p> <p>(5) <u>大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。</u></p> <p>(6) 略</p>

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 青少年の<u>自死</u>を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 青少年の<u>自殺</u>を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 略</p>

<p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 薬事法(昭和35年法律第145号)第76条の4の規定に違反して、同法第2条第14項に規定する<u>指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為(販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。)</u></p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 薬事法(昭和35年法律第145号)第76条の4の規定に違反する行為</p> <p>(8)・(9) 略</p>
--	---

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 解体等作業の事前調査（第6条の2—<u>第6条の5</u>）</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「<u>特定粉じん排出等作業</u>」<u>という。</u>）に該当しないものをいう。</p> <p>（6） <u>作業基準</u> 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</p> <p>（7） <u>発注者等</u> <u>発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。</u></p> <p>（事前調査の実施）</p> <p>第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等による調査を行い、当該調査（<u>法第18条の17第1項の規定による調査を含む。</u>）の結果を記録し、こ</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 解体等作業の事前調査（第6条の2—<u>第6条の4</u>）</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当しないものをいう。</p> <p>（6） <u>飛散等防止基準</u> 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</p> <p>（事前調査の実施）</p> <p>第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等により調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>

<p>れを保存しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者が行う第1項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。</u></p> <p>(事前調査結果の説明等)</p> <p>第6条の3 <u>解体等工事（他の者から請け負ったものに限る。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項</u></p> <p>2 <u>前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。</u></p> <p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の4 <u>吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者等は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果</u></p>	<p>2 略</p> <p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の3 <u>吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>吹付け石綿に係る前条の規定により実施した調査の方法及び結果</u></p>
--	--

<p>(6) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>当該報告対象工事の発注者等</u>は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(解体等作業の一時停止等)</p> <p><u>第6条の5</u> 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、<u>第6条の2第1項又は法第18条の17第1項</u>の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、<u>第6条の2第1項又は法第18条の17第1項</u>の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p><u>第7条</u> 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）の<u>発注者等</u>は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>当該届出対象工事の発注者等</u>は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>当該報告対象工事を施工する者</u>は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(解体等作業の一時停止等)</p> <p><u>第6条の4</u> 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、<u>第6条の2第1項</u>の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、<u>第6条の2第1項</u>の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p><u>第7条</u> 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）<u>を施工しようとする者</u>は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>当該届出対象工事を施工する者</u>は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p>
---	---

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事（以下「届出対象工事等」という。）を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあつては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(注文者の配慮)

第9条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、飛散等防止基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、届出対象工事又は同条第1項に規定する特定工事に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあつては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料

料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 第6条の4第1項の規定による報告が行われずに報告対象工事が施工されていること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。
  - ア 第6条の4第1項又は第2項の規定による報告
  - イ 略
  - ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告
  - エ 略
- (2) 第6条第2項、第6条の5第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の5第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。
- (3) 略

2・3 略

(弁明の機会の付与)

等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存を行わないで解体等工事を施工していること。
- (2) 第6条の3第1項の規定による報告を行わないで報告対象工事を施工していること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出を行わないで届出対象工事又は同項に規定する特定工事を施工していること。
- (4) 飛散等防止基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業を実施し、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を実施していること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。
  - ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告
  - イ 略
  - ウ 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告
  - エ 略
- (2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。
- (3) 略

2・3 略

(弁明の機会の付与)

<p>第13条 知事は、第6条第3項、<u>第6条の5第3項</u>又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、<u>第6条の5第1項</u>若しくは第8条第1項の規定による勧告又は<u>第6条の5第2項</u>若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>第13条 知事は、第6条第3項、<u>第6条の4第3項</u>又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、<u>第6条の4第1項</u>若しくは第8条第1項の規定による勧告又は<u>第6条の4第2項</u>若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の4第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) <u>第6条の5第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) <u>第6条の4第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の4第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 略</p>	<p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 略</p>

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「旧条例」という。）第6条の3第1項又は第2項の規定による報告がされた建設工事については、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の3第1項第1号及び第6条の4の規定は、適用しない。

3 施行日前に旧条例第7条第1項又は第2項の規定による届出がされた建設工事については、新条例第6条の3及び第7条の規定は、適用しない。

## (罰則に関する経過措置)

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第19号

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条 略</p> <p><u>(報告及び検査)</u></p> <p>第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定保管者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定保管者の特定保管の場所若しくは事務所に立ち入り、使用済タイヤ、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(市町村条例との関係)</p> <p>第12条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第13条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>第10条 略</p> <p>(市町村条例との関係)</p> <p>第11条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p>

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(検討)

3 知事は、平成25年度末を目途として、この条例の  
規定及びその実施状況について検討を加え、その結  
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年 5 月 1 日から施行する。

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第20号**

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を<u>目的外用途（法第90条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）</u>に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国営事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）</u>第53条の9に規定する場合</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を<u>当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）</u>第53条の8に規定する用途（<u>政令附則第5項に規定する場合にあっては、同項に定める用途</u>）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国営事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>政令第53条の9</u>に規定する場合</p> <p>別表（第2条関係）</p>

国営東伯土地改良事業

国営弓浜半島土地改良事業

国営東伯土地改良事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第21号**

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、 <u>県内に住所を有する者の子弟のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</u>	略	保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、 <u>県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</u>	略
略			略		

臨床 研修 医研 修資 金貸 付金	県内にお ける特定診 療科の医師 の確保を図 るため、県 内で臨床研 修を受ける 医師で、当 該臨床研修 終了後指定 病院等の特 定診療科に おいて医師 の業務に従 事しようと するものに 対して貸し 付ける資金	1 臨床研修を修了した日 の属する月の翌月の初日 から起算して6年（災 害、疾病その他やむを得 ない理由により知事が必 要と認めるときは、知事 がその都度定める期間） を経過するまでに通算し て3年（災害、疾病その 他やむを得ない理由によ り知事が必要と認めたと きは知事がその都度定め る期間）以上指定病院等 の特定診療科において常 勤医師としての業務に従 事したとき。	債務 の全 部	臨床 研修 医研 修資 金貸 付金	県内にお ける特定診 療科の医師 の確保を図 るため、県 内で臨床研 修を受ける 医師で、当 該臨床研修 終了後指定 病院等の特 定診療科に おいて医師 の業務に従 事しようと するものに 対して貸し 付ける資金	1 臨床研修を修了した日 の属する月の翌月の初日 （災害、疾病その他やむ を得ない理由により知事 が必要と認めるときは、 知事がその都度定める 日）までに指定病院等の 特定診療科において常勤 医師としての業務を開始 し、引き続き3年間（災 害、疾病その他やむを得 ない理由により知事が必 要と認めるときは知事が その都度定める期間）そ の業務に従事したとき。	債務 の全 部
		略	略			略	略
		略	略			略	略
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。